

予防接種で肺炎球菌感染症を予防しましょう

この案内は、令和4年度の肺炎球菌ワクチン定期接種の対象となる、令和4年度中（令和5年3月31日まで）に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の節目年齢になる方で、立川市にこれまでに肺炎球菌ワクチンの接種記録がない方に送付しています。定期接種として接種を受けることができるのは令和5年3月31日までです。この期間を過ぎると任意接種扱いとなり、全額自己負担となりますのでご注意ください。

○接種料金の一部を立川市が負担します。（生涯一度の助成です。）

○次に該当する方は定期接種の対象外となります。恐れ入りますが同封の予診票は破棄していただくようお願いします。

【定期接種対象外となる場合】

全額自費での接種や転入前の自治体での接種等、過去に一度でも肺炎球菌ワクチン（※脚注参照）の接種を受けたことがある方。

○肺炎球菌は毒性が強く、高齢者や呼吸器疾患、心疾患を有する方が感染した場合、しばしば種々の合併症を併発し、重篤となる場合があります。

〈ワクチン接種の効果とリスクをお考えの上、接種を受けてください〉

実施場所 別紙の「**予防接種実施医療機関一覧**」にて

※必ず事前に各医療機関にお問い合わせください。完全予約制の場合があります。

持ちもの 当日、医療機関にお持ちいただくもの

①同封の「予診票」 ②ご自分の「健康保険証」

費用 ご負担額 **2,500円** （税込み。医療機関でお支払いください）

◎生活保護世帯と中国残留邦人の方には免除制度があります。「受給証明書」を医療機関窓口にお持ち下さい。証明書の発行は、立川市役所内/生活福祉課（生活保護の方）、または福祉総務課（中国残留邦人の方）で行います。

実施期間 **令和5年3月31日（金）まで**

※医療機関の休診日等にご注意ください。

この予防接種は義務ではありません。ワクチン接種の効果とリスクをお考えの上、ご納得いただいた場合に限り接種を受けてください。

※対象外となるのは、一般的な成人用肺炎球菌ワクチンである23価肺炎球菌ワクチン（製品名：ニューモバックス NP）を過去に接種している場合です。子どもの予防接種で用いることが多い13価肺炎球菌ワクチン（製品名：プレベナー13）を接種したかどうかは問いません。

お受けになる前に、必ずお読みください

肺炎球菌と予防接種

1. 肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌感染症は、肺炎球菌に感染することによって起こります。肺炎球菌感染症にかかった人の咳やくしゃみなどによって肺炎球菌が空気中に広がり、それを吸い込むことで感染します。健康な人の場合は特に症状が現れないこともあります。高齢者や免疫力が低下している人の場合には、肺炎、気管支炎等の呼吸器感染症などを引き起こす原因となります。肺炎球菌は毒性が強い細菌で、高齢者や、慢性呼吸器疾患・心疾患を有する患者が感染すると、合併症を起こしたり症状が重篤となったりすることがあります。

なお、脾臓摘出術を受けた方は肺炎球菌に感染しやすいため、2歳以上の脾臓摘出患者に対する「肺炎球菌ワクチン接種」は健康保険が適用されています。

2. 肺炎球菌感染症の予防

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。これは世界的にも認められている最も有効な予防法です。

肺炎球菌感染症は空気中に拡散された肺炎球菌によって感染しますから、感染予防のために人込みは避けましょう。また、常日ごろから十分な栄養や休息をとることも大切です。外出時のマスクや帰宅時のうがい、手洗いは、普通のかぜの予防と併せておすすめします。

3. 肺炎球菌ワクチン予防接種の有効性

肺炎球菌ワクチンの接種により、肺炎球菌による重篤な合併症や死亡を予防し、健康被害を最小限にとどめることが期待されています。

予防接種により肺炎球菌による感染は70～80%減少し、たとえ肺炎が発症しても軽症ですむ等の効果があります。効果を示す「抗体価」は接種後1ヶ月で最高値になり、その後4年間は高い値を維持します。

5年経過後も一定の高い効果を維持していることに加えて、重い副反応がでることを防ぐため5年以内には再接種はできません。

4. 肺炎球菌ワクチン予防接種の副反応

注射部位にかゆみ、疼痛、発赤、腫長、軽い発熱、関節痛、筋肉痛などがみられることもありますが、通常は1～3日のうちに治ります。



5. 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

肺炎球菌ワクチンの予防接種について、この通知などをよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に、かかりつけ医や看護師、市の担当者に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱のある人
一般的に、体温が37.5℃を超える場合を指します。
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
急性の病気で薬を飲む必要があるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。
- ③肺炎球菌ワクチン予防接種を過去5年以内に接種したことがある人
- ④他の予防接種で接種後2日以内に発熱が見られた人および全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- ⑤その他、医師が不適切な状態と判断した場合

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない人

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ②今までにけいれんを起こしたことがある人
- ③今までに免疫状態を検査して異常（免疫不全）と診断されたことがある人
- ④薬や食品でじんましんや発疹が出たり、口の中がしびれたりするなど、アレルギーがあるといわれたことがある人

受診の際は新型コロナウイルス感染対策へのご協力をお願いします

医療機関によって、新型コロナウイルス感染対策のため、来院者にマスクの着用や検温をお願いしたり、予防接種のお客様と一般の患者様を空間や時間で区分して対応したりするなどお願いする場合があります。その場合は、医療機関の指示に従って受診ください。ご協力をお願いいたします。

6. 予防接種を受けた後で

(1) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- ②入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ③接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

(2) もし体調が悪くなったら…

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に他の病気がたまたま重なって現れることもあります。

接種した部位が痛みや熱を持ってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師（医療機関）の診察を受けてください。

7. 肺炎球菌ワクチン定期接種について

肺炎球菌ワクチン定期接種は、予防接種法に基づき、本来 65 歳の方のみが対象となる制度ですが、経過措置により、平成 31（令和元）年度から 5 年間の措置として、当該年度に 65 歳以上の 5 歳刻みの節目年齢（65 歳、70 歳、75 歳…）になる方（一部例外あり）で、過去に一度も同ワクチン接種をしたことのない方を対象としております。

今年度接種対象となる方は、次の節目年齢（5 年後）になる前に経過措置が終了してしまうため、今年度接種をしないと、次に助成を受ける機会はありませんので、接種をご希望の方は、今年度中の接種をお願いいたします。

健康被害に対する救済制度もあります。

予防接種を受けたことで著しい健康被害が発生した時は、予防接種法に基づく健康被害に対する救済制度による救済制度をうけることができます。

その他、ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

立川市 福祉保健部 健康推進課 予防健診係

〒190-0011 立川市高松町 3-22-9

☎ 042-527-3272

